

10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

| | | | |
|---------------|--------------|----------|---------|
| 管理コード | 1020050 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 大学獣医学部の設置の認可 | 都道府県 | 愛媛県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1039010 |
| 提案主体名 | 今治市、愛媛県 | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 農林水産省 |
| 該当法令等 | 平成 15 年 3 月 31 日文科省告示第 45 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」 |
| 制度の現状 | 当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 平成 15 年 3 月 31 日文科省告示第 45 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することにより、今後成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>口蹄疫問題で全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、国が目指す健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられるが、先般公表された新成長戦略には獣医師養成の在り方が示されなかった。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生を図るため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせて四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、文部科学省で検討中の新たなカリキュラムを導入して、新興の動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | E | 措置の内容 | — |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。</p> <p>なお、当省としては、現状及び将来の獣医師の需給データ等を文部科学省に提供してきたところである。また、産業動物獣医師を質的・量的に確保する観点から、修学資金や研修制度等の充実・円滑な実施に努めているところである。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| <p>先般公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(案)」では、産業動物獣医師等の不足については、小動物獣医師とのバランス是正を促すことで対応するとされているが、処遇改善・修学資金・研修等の是正対策のみで、職域偏在・地域偏在を解消することは困難ではないか。</p> <p>口蹄疫対策や食の安全安心を確保するうえで必要不可欠である、産業動物獣医師・公務員獣医師は現実に不足しており、今後もこうした傾向が続く見通しであることから、平成22年1月27日の参議院予算委員会での赤松農林水産大臣の答弁の趣旨を踏まえ、定員の在り方も含めて、計画的な養成について検討を行うよう、働きかけをしていただきたい。</p> | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | E | 「措置の内容」の見直し | — |
| <p>当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。</p> <p>当省としては、臨床実習の質・量の充実等、産業動物獣医師の養成のための獣医学教育の充実・強化について、文部科学省に対して引き続き配慮をお願いしてまいりたい。</p> | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|---|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| <p>食の安全・安心の確保や動物の感染症対策は、貴省の重大な責務であり、臨床実習の質・量の充実はもとより、獣医師数の充実、すなわち新たな大学獣医学部の設置の認可についても文部科学省に強く働きかけていただきたい。</p> | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | E | 「措置の内容」の再見直し | — |
| <p>当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。</p> <p>なお、当省としては、現状及び将来の獣医師の需給データ等を文部科学省に提供してきたところである。また、産業動物獣医師を質的・量的に確保する観点から、修学資金や研修制度等の充実・円滑な実施に努めているところである。</p> | | | | |